

会

議

午前10時 0分開議

○議長（森 温繁君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時 0分休憩

---

午前10時 3分再開

○議長（森 温繁君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

---

◎委員長報告・質疑・討論・採決

○議長（森 温繁君） 日程により、過日それぞれの常任委員会に付託いたしました議第40号 負担付きの寄附の受納について、議第41号 下田市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について、議第42号 下田市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の制定について、議第43号 下田市景観まちづくり条例の一部を改正する条例の制定について、議第44号 平成26年度下田市水道事業会計資本剰余金及び未処分利益剰余金の処分について、議第45号 平成27年度下田市一般会計補正予算（第1号）、議第46号 平成27年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、議第47号 平成27年度下田市介護保険特別会計補正予算（第1号）、以上8件を一括議題といたします。

これより、各常任委員長から所管の委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

まず、産業厚生委員長、小泉孝敬君の報告を求めます。

6番。

〔産業厚生常任委員長 小泉孝敬君登壇〕

○産業厚生常任委員長（小泉孝敬君） おはようございます。

産業厚生常任委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告します。

記。

1. 議案の名称。

1) 議第42号 下田市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の制定について。

2) 議第43号 下田市景観まちづくり条例の一部を改正する条例の制定について。

3) 議第44号 平成26年度下田市水道事業会計資本剰余金及び未処分利益剰余金の処分について。

4) 議第45号 平成27年度下田市一般会計補正予算（第1号）（本委員会付託事項）。

5) 議第46号 平成27年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）。

6) 議第47号 平成27年度下田市介護保険特別会計補正予算（第1号）。

2. 審査の経過。

6月26日、第2委員会室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より鈴木建設課長、鈴木市民保健課長、日吉上下水道課長、佐藤環境対策課長、長谷川産業振興課長、土屋観光交流課長の出席を求め、それぞれの説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりである。

3. 決定及びその理由。

1) 議第42号 下田市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

2) 議第43号 下田市景観まちづくり条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

3) 議第44号 平成26年度下田市水道事業会計資本剰余金及び未処分利益剰余金の処分について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

4) 議第45号 平成27年度下田市一般会計補正予算（第1号）（本委員会付託事項）。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

5) 議第46号 平成27年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

6) 議第47号 平成27年度下田市介護保険特別会計補正予算(第1号)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

以上でございます。

○議長(森 温繁君) ただいまの産業厚生委員長の報告に対し、質疑を許します。

13番。

○13番(沢登英信君) 議第42号の国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の制定についてお尋ねをしたいと思います。

この改正は、ご案内のように課税の限度額を引き上げる、そして軽減の基準を5割軽減、2割軽減等を見直すという、こういう内容になっていると思うわけでありますが、どういうわけで軽減、限度額の見直しが必要であるのかという点についてお尋ねをしたいと思います。そして、当局の説明理由を、この資料の9ページで見ますと、被保険者は最高等級に該当する被保険者割合が1%から1.5%の間にするんだと、そのための措置である、こういう具合に言っていて、26年度の現状は2.3%であるので、1.5%に近付けるように、この限度額を引き上げていくんだと、こういう主張をされているわけでありますが、この主張が妥当なものであるのか、どういうものであるのか、どういう議論がされたのかお尋ねをしたいと思います。

そして、この現状からいきますと、2.3%ですから、とても1.5%にはいかない。さらに上限の引き上げを予定をするということが予測されてこようかと思うわけでありますがけれども、これらを含めて国保税の値上げはできるだけすべきではない。社会保障としての国保のあり方に、保険税のあり方というのは大変かかわってこようかと思しますので、その点はどのように見込み、どのように議論がされたのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長(森 温繁君) はい。

[産業厚生常任委員長 小泉孝敬君登壇]

○産業厚生常任委員長(小泉孝敬君) それでは、沢登議員のご質問について、委員会での審議された結果をご報告いたします。

まず、お尋ねの件ですが、委員会の中で税の公平性、標準化というものについて議論をし、なおかつ市の保険税について、今後どうあるべきかということも議論され、いわゆるその中で、将来にわたって、この徴収自体が県の管轄等になるであろうというようなところまで議論をされ、そういった面で、先ほど沢登議員も言われたように、行く行くは公平性を得なが

らもなおかつ財政面、税の財政面のところからいくとなかなか厳しい面があるので、段階的に上げざるを得ないのではないかというような議論までされました。その中で、委員会としては、将来そういった形にもしなるのであれば、市民に向かって情報を開示し、より親切に情報を開示していくべきだろうという、そこまで議論をされました。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） 13番。

○13番（沢登英信君） すいません、議長さん、ご答弁いただきましたけれども、ご答弁いただいた内容が全然理解しがたいんですけれども、どういう議論をされたのか、再度お尋ねをしたいと思います。

基礎額が51万円を52万円にするんだと、特に介護給付は14万を16万に2万円も引き上げると。この大変な、そういう意味では、しかも上限の一部の人のみが引き上がるという、こういう形態になっているわけですので、そこでどういう議論をされたのか、県の移管になるとか何とかということをお聞きしているわけではありまして、この値上げの現状と値上げの内容についてどういう審議をされたのか。今のご答弁ですと、そういう審議はされてこなかったと、こう理解されてもいいようなご返事ではないかと思っておりますので、そうであればそのようなご答弁をいただきたいし、議論をしてきたんならこういう議論をしてきた、何で1%から1.5%というのが基準になるのか、そういうことをお尋ねしているわけです。

○議長（森 温繁君） どうぞ。

〔産業厚生常任委員長 小泉孝敬君登壇〕

○産業厚生常任委員長（小泉孝敬君） 沢登議員の言われる、そういった数字についての議論は、委員会の中ではされなかったです。というのも、税のあくまでも公平性をという議論が中心でありまして、具体的なその数字についての議論はしておりません。

○議長（森 温繁君） 13番。

○13番（沢登英信君） わかりました。

議論をしてこないということであれば、ぜひとも再度議論をしていただきたいと、こう私は思うわけでありまして。委員会の議論は不十分であったということをお認めになると、こういうことなのかと。

それからもう1点、税の公平性ということをおっしゃいましたが、言葉ではなくて具体的に、この値上げの案に従って税の公平とはどういうことなのか、ご説明をいただきたいと思っております。

〔産業厚生常任委員長 小泉孝敬君登壇〕

○産業厚生常任委員長（小泉孝敬君） 委員会の中では、そのようなところまでされておられませんので、先ほども言いましたように公平性をとるための処置であるという、そういったところまででございます。

○議長（森 温繁君） 13番。

○13番（沢登英信君） ですから、公平性をとるというのは、どういう事態になったら公平性がとれたと、こう判断するのかと、この基準、理念を明らかにしてほしいということを言っているわけです。

○議長（森 温繁君） はい、どうぞ。

〔産業厚生常任委員長 小泉孝敬君登壇〕

○産業厚生常任委員長（小泉孝敬君） 公平性、いわゆる所得層、その所得による者が、県下でこの値上げによってどういう位置にあるのか、そういったところの議論までで、それ以上の議論はしておりません。

○議長（森 温繁君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） これをもって産業厚生委員長に対する質疑を終わります。

次に、総務文教委員長、土屋 忍君の報告を求めます。

10番。

〔総務文教常任委員長 土屋 忍君登壇〕

○総務文教常任委員長（土屋 忍君） 総務文教常任委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告します。

記。

1. 議案の名称。

1) 議第40号 負担付きの寄附の受納について。

2) 議第41号 下田市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について。

3) 議第45号 平成27年度下田市一般会計補正予算（第1号）（本委員会付託事項）。

2. 審査の経過。

6月26日、第1委員会室において議案審査のため委員会を開催し、市当局より野田教育長、

須田企画財政課長、稲葉総務課長、黒田施設整備室長、大石地域防災課長、井上税務課長、楠山福祉事務所長、峯岸学校教育課長の出席を求め、それぞれの説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

あわせて、関係議案にかかわる現地視察を行い、審査に万全を期した。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりである。

3. 決定及びその理由。

1) 議第40号 負担付きの寄附の受納について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

2) 議第41号 下田市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

3) 議第45号 平成27年度下田市一般会計補正予算（第1号）（本委員会付託事項）。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

以上です。

○議長（森 温繁君） ただいまの総務文教委員長の報告に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 質疑がないものと認めます。

これをもって総務文教委員長に対する質疑を終わります。

以上で、委員長報告と質疑が終わりました。

これより各議案について討論、採決を行います。

まず、議第40号 負担付きの寄附の受納についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第40号 負担付きの寄附の受納については委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第41号 下田市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第41号 下田市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第42号 下田市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

13番。

〔13番 沢登英信君登壇〕

○13番（沢登英信君） 議第42号 下田市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の制定につきまして、反対の討論をさせていただきます。

この内容は、基礎課税額等にかかわります課税限度額の見直しをすることであり、81万円の最高額が85万円に、4万円を引き上げるといふ、こういう内容となっているわけであり、しかも、その理由が、国民健康保険法に明確にされているというような所得の配分に従ってこれを引き上げるんだと、こういうこととございますので、この内容は81万円が85万円に引き上げられることにとどまらず、さらに値上げをしていくということをおの場で実態的に認めていくと、こういうことにつながるものであらうと思っております。

県内の自治体におきましても、この引き上げを行わずに据え置いているところもある、こ

ういう答弁をいただいているわけであります。こういうことから考えますと、安易な値上げを認めるということは、やはり市民の立場に立っていない議論だと、こう言わざるを得ないと思うわけであります。どういうわけで値上げをしていくのかということが、委員会の中でも残念ながら真剣に議論がされてきたと、こういう具合に私は判断できないわけであります。

したがいまして、この値上げ案につきましては再度検討していただく、こういう点から否決すべきものとするものと考えております。

以上です。

○議長（森 温繁君） 次に、賛成者の発言を許します。

11番。

〔11番 増田 清君登壇〕

○11番（増田 清君） 今回の国保の国保税の見直しは、低所得の方々の軽減を特に実施するという意味では、画期的な改定ではないかと思えます。特に2割軽減、5割軽減を含めまして約95名の方が対象でございます。一方、値上げをする方々に対しては、若干おりますけれども、かなりやはり今回の見直しは、そういった所得の低い方々の見直し、これが主でございますので、私はこの改定に対しては賛成いたします。

○議長（森 温繁君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） これをもって討論を終わります。

ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森 温繁君） 起立多数であります。

よって、議第42号 下田市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第43号 下田市景観まちづくり条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第43号 下田市景観まちづくり条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第44号 平成26年度下田市水道事業会計資本剰余金及び未処分利益剰余金の処分についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第44号 平成26年度下田市水道事業会計資本剰余金及び未処分利益剰余金の処分については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第45号 平成27年度下田市一般会計補正予算（第1号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第45号 平成27年度下田市一般会計補正予算（第1号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第46号 平成27年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第46号 平成27年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次は、議第47号 平成27年度下田市介護保険特別会計補正予算（第1号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第47号 平成27年度下田市介護保険特別会計補正予算（第1号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

---

#### ◎発議第4号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（森 温繁君） 次は、日程により、発議第4号 ドクターヘリの安定的な事業継続に対する支援を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

11番。

〔11番 増田 清君登壇〕

○11番（増田 清君） それでは、ドクターヘリの安定的な事業継続に対する支援を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、ドクターヘリの安定的な事業継続に対する支援を求める意見書を別紙のとおり、内閣総理大臣、総務大臣、国土交通大臣、厚生労働大臣に提出するものとする。

平成27年6月30日提出。

提出者、下田市議会議員、増田 清。以下、敬称を略させていただきます。賛成者、下田市議会議員、大川敏雄、同じく進士濱美、同じく沢登英信、同じく伊藤英雄。

提案理由。

ドクターヘリの安定的な事業継続に対する支援を求めるため。

ドクターヘリの安定的な事業継続に対する支援を求める意見書。

現在、ドクターヘリは、全国で36道府県に44機が導入され、医師が救急現場で直ちに医療を開始できる上、搬送時間が短縮されることから、救命率の向上や後遺症の軽減に大きな成果を挙げている。

ドクターヘリの運航経費については、厚生労働省による医療提供体制推進事業費補助金により、運営主体に対して財政支援が図られている。ドクターヘリは、地域によって出動件数や飛行距離に差異が生じることから、補助金の算定に当たっては地域の実態を的確に反映したものとすることが不可欠である。

加えて、平成20年度に約5,600件であった全国のドクターヘリの出動件数は、平成25年度には20,000件を超え、著しく増加している。年々増加する出動件数に対して補助金の基準額を適切なものとするよう更なる精査が必要である。

救急医療体制において、ドクターヘリは必要不可欠であり、事業を安全に安定して継続していくためには、実態をよく踏まえた上で、基準額を設定することが求められる。

また、近年、ヘリコプター操縦士の高齢化が進んでおり、国内における操縦士の養成規模が小さいため、今後退職に伴う操縦士不足が事業運営に支障を来すおそれがある。

よって、国においては、将来にわたってドクターヘリを安定して運用していくために、下記の事項を実施するよう強く要望する。

記

- 1 医療提供体制推進事業費補助金の算定方法及び基準額の改善を図るとともに、財源の

確保に努めること。

2 ドクターヘリの安全・安定的な事業継続のために、操縦士をはじめとするドクターヘリ運航従事者の育成・確保に対して必要な支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年6月30日。

静岡県下田市議会。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（森 温繁君） 提出者の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 質疑はないものと認めます。

次に、発議第4号 ドクターヘリの安定的な事業継続に対する支援を求める意見書の提出についてお諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、発議第4号 ドクターヘリの安定的な事業継続に対する支援を求める意見書の提出については原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

#### ◎常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（森 温繁君） 次は、日程により、常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題と

いたします。

総務文教委員会、産業厚生委員会のそれぞれの委員長から、お手元に配付してありますように、議会閉会中の所管事務調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各常任委員会の申し出のとおり、平成27年度議会閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、各常任委員会所管事務調査については、議会閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

---

○議長（森 温繁君） 以上で、本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

ここで、7月20日任期満了により退任されます野田光男教育長からご挨拶がございます。教育長。

○教育長（野田光男君） それでは、大変貴重なお時間をいただきして、大変申しわけございません。

来月7月20日、教育長を退任するに当たりまして、議員の皆様には、改めまして一言退任のご挨拶をさせていただきたいと思っております。

平成20年7月以来、7年間という大変長い期間でございましたけれども、教育長を務めさせていただきました。これもひとえに議員様を初めとしまして、市長、副市長並びに市民の皆様、また市職員の皆様ほか多くの皆様のご支援のおかげと、この場をおかりしまして心より感謝とお礼を申し上げたいと思っております。ありがとうございました。

思い起こしますとこれまでの7年間、子供たちにとってのよりよい学習環境をつくっていきたく、このことをまず第一に考えまして、幼保、あるいは学校再編、給食センター、図書館建設などに努めてまいったところでございます。しかしながら、これら多くの課題をそのまま残すことになってしまったなど、このように思っております。これも私の行政に対する未熟さ、また力不足ゆえと、このように思っております。ご心配を皆さんにたくさんおかけしましたけれども、これまで助けていただいた全ての皆様に改めて感謝を申し上げる次第でございます。

これからは健康に留意をしながら、これまでお世話になりましたことへの恩返しのため

で、下田市、また下田市の子供たちのためになるように、ボランティア活動等に積極的に参加をしていきたいと、このように思っております。議員の皆様におかれましては、今後ご健康に十分留意をされまして、より一層ご活躍されますことを心よりお願いを申し上げます。

以上、大変簡単ではございますけれども、退任に当たりましてご挨拶をさせていただきました。本当に長い間ありがとうございました。

以上でございます。（拍手）

○議長（森 温繁君） ただいまのご挨拶、ありがとうございました。

退任されます野田教育長におかれましては、長年にわたり下田市教育行政のためご尽力いただき、まことにありがとうございました。今後とも健康には十分留意され、ご活躍くださることをお願い申し上げます。長い間、本当にありがとうございました。ご苦労さまでございます。

これをもって平成27年6月下田市議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午前10時40分閉会